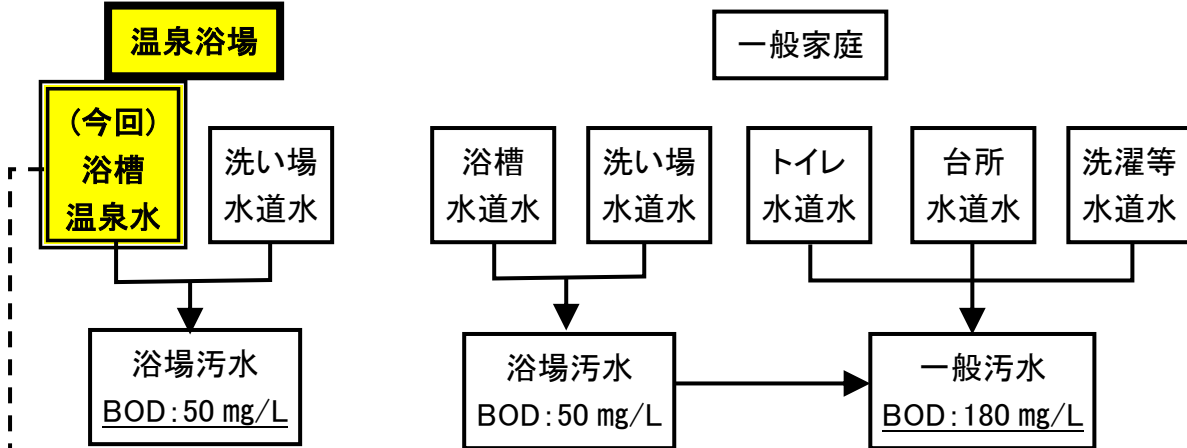


《温泉污水を設ける理由》

- ①温泉浴場の污水は、汚れの程度が一般污水に比べて非常に低く、処理経費が安い。
- ②利用客数に関係なく、浴槽から大量に排水するので、水量の抑制が困難である。市が観光施設として誘致したホテルの温泉水に対して、周辺市並みの配慮は必要である。

【参考1】温泉浴場と一般家庭の污水の比較



→浴槽だけの污水(洗い場を除く)は BOD: 20 mg/L 以下である。

※BOD とは、水の汚れを表す水質指標の一つで、値が大きいほど汚れている。

1. 市税収入は、温泉浴場の開業により、下記のとおり入湯税が増えている。

年度	入湯税	人数	対象期間
27年度実績	831 千円	5,541 人	28年1月～2月分
28年度予算	7,774 千円	51,830 人	28年3月～29年2月分

今回の温泉污水を新設した場合の使用料収入の減額は年間で約 1,200 千円であり、入湯税の増収分と比べれば 5 分の 1 程度の影響にとどまる。市全体として考えれば、温泉浴場の利用者の増加に伴う入湯税の増収効果の方が大きい。

2. 本市の温泉浴場は、地下 1,500m の深さまで井戸を掘り、ポンプで温泉水を汲み上げている。この井戸を掘る工事費は、1 億 5 千万円程度と推定され非常に高い。さらに観光振興を図る観点からも、隣接する米子市、松江市などと温泉浴場の使用料の制度で都市間格差が生じている現状を是正する必要がある。
3. 今回の変更案では、温泉污水の部分だけが対象となり、多くの割合を占める上水道など一般污水の部分は現行のまま変更がないため、一般家庭と比べて安くはならない。
4. 平成 27 年度の使用料賦課実績(市全体)は、下記のとおりである。

賦課額: 397,234 千円、有収水量: 1,962 千³m → 1 m³当り平均単価: 199.53 円/m³

2 か月分の使用水量 3,500 m³(一般污水 2,500 m³+温泉污水 1,000 m³)の例の場合、1 m³当り単価は現行: 322.68 円/m³ → 変更案: 278.55 円/m³に下がるが、市全体の 1 m³当り平均単価: 199.53 円/m³と比べると、変更案でも 40%高い。

5. 平成 25 年度に本市独自の製造業支援の使用料減免制度を創設し、水産加工業が対象となっている。この製造業減免による使用料の例で比べると、変更案でも 53%高い。

区分	使用水量	現行	変更案	製造業減免	比較
一般污水	2,500 m ³	791,337 円	791,337 円	466,337 円	+325,000 円
温泉污水	1,000 m ³	338,040 円	183,600 円	169,040 円	+14,560 円
合計	3,500 m ³	1,129,377 円	974,937 円	635,377 円	+339,560 円 (+53%)
1 m ³ 単価		322.68 円	278.55 円	181.54 円	+97.01 円

※製造業減免は、2 か月分で水量 500 m³を超過する部分の金額を 2 分の 1 減免

6. 温泉污水 1,000 m³/2 か月の部分は、一般家庭の標準的な水量 40 m³/2 か月の 25 件分に相当し、この合計の使用料を比較した場合、変更案の温泉污水の方が 13%高い。

区分	温泉污水 1,000 m ³	一般家庭 40 m ³ × 25 件	比較
2 か月分 使用料	183,600 円	162,000 円 = 6,480 円/件 × 25 件	+21,600 円 (+13%)
1 m ³ 単価	183.60 円	162.00 円	+21.60 円

【参考2】市税条例の入湯税(抜粋、一部省略・修正)

(入湯税の納税義務者等)

第 141 条 入湯税は、鉱泉(温泉)浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

(入湯税の課税免除)

第 142 条 次に掲げる者に対しては入湯税を課さない。

(1) 年齢 12 歳未満の者

(2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者

(3) 学校(大学を除く。)の修学旅行、学校として参加する大会、行事における児童、生徒及び学生並びにその引率者

(4) 災害その他特別の事情があると市長が認める者

(入湯税の税率)

第 143 条 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150 円とする。

(入湯税の徴収の方法)

第 144 条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

(入湯税の特別徴収の手続)

第 145 条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉(温泉)浴場の経営者とする。

【参考3】BOD(生物化学的酸素要求量)とは

水中の微生物が汚物などを分解して、汚水を浄化する際には酸素を消費し、この必要とされる酸素の消費量である。BODの値が大きいほど、水質は悪い。

製造業支援のための公共下水道使用料の減免制度

市内の水産加工業など製造業の振興、公共用水域の水質保全及び公衆衛生の向上を図るために、工場排水の公共下水道への接続を促進する支援策として、公共下水道使用料の減免制度を設けました。

■減免の要件

- 2か月の使用水量(製造業務に使用された工場排水)が500m³を超えている。
 - 排水される下水の水質が境港市公共下水道条例に定める水質に適合している。
- ※公共下水道への排水基準を、BOD:1,000(mg/ℓ)へ緩和しました。

■減免の内容

2か月で500m³を超過する部分に相当する金額の2分の1の額を減免

■計算例(2か月分:1日100m³=2か月で5,000m³使用した場合)

$$\begin{array}{ccccccc} \text{減免後の使用料} & & \text{本来の使用料} & & \text{本来の使用料} & & \text{500m}^3\text{の使用料} & & \text{減免率} \\ 888,437\text{円} & = & 1,636,437\text{円} & - & \underbrace{(1,636,437\text{円} - 139,557\text{円})}_{\text{減免額 748,000円(千円未満切り捨て)}} & \times & 1/2 & & \end{array}$$

■減免による公共下水道使用料の早見表(概算、内消費税8%)

1日当り 使用水量 (m ³)	2か月分(実稼働50日で計算)				1年分(実稼働300日で計算)			
	使用水量 (m ³)	使用料 (千円)	減免額 (千円)	減免後 (千円)	使用水量 (m ³)	使用料 (千円)	減免額 (千円)	減免後 (千円)
10	500	140	0	140	3,000	837	0	837
20	1,000	296	-78	218	6,000	1,777	-468	1,309
30	1,500	459	-159	300	9,000	2,755	-954	1,801
40	2,000	622	-241	381	12,000	3,734	-1,446	2,288
50	2,500	791	-325	466	15,000	4,748	-1,950	2,798
60	3,000	960	-410	550	18,000	5,762	-2,460	3,302
70	3,500	1,129	-494	635	21,000	6,776	-2,964	3,812
80	4,000	1,298	-579	719	24,000	7,790	-3,474	4,316
90	4,500	1,467	-663	804	27,000	8,805	-3,978	4,827
100	5,000	1,636	-748	888	30,000	9,819	-4,488	5,331
120	6,000	1,974	-917	1,057	36,000	11,847	-5,502	6,345
140	7,000	2,313	-1,086	1,227	42,000	13,875	-6,516	7,359
160	8,000	2,651	-1,255	1,396	48,000	15,903	-7,530	8,373
180	9,000	2,989	-1,424	1,565	54,000	17,932	-8,544	9,388
200	10,000	3,327	-1,593	1,734	60,000	19,960	-9,558	10,402
300	15,000	5,017	-2,438	2,579	90,000	30,101	-14,628	15,473
400	20,000	6,707	-3,283	3,424	120,000	40,242	-19,698	20,544
500	25,000	8,397	-4,128	4,269	150,000	50,383	-24,768	25,615

【問い合わせ先】 境港市役所下水道課普及係(0859-47-1118)